質問回答書

令和７年６月４日

物件名：令和７年度介護給付適正化ケアプラン点検業務委託

担当課名：福祉部高年福祉課

番号 １	資料名　仕様書 【３　業務内容】（１）ケアプラン点検（３０件） 　３０件の内訳について、何事業所から何件ずつとなりますか。
	回答内容 　事業所単位での点検ではありません。 　対象となる居宅介護支援専門員１５名を選定し、１名につき２件の点検を実施します。
番号 ２	資料名　仕様書 【３　業務内容】（２）面談による指導・助言 　個別ケアプラン作成支援報告書は、たつの市指定様式がありますか。
	回答内容 　本市指定様式はありません。
番号 ３	資料名　仕様書 【３　業務内容】（２）面談による指導・助言 　面談時間が１日６時間×３日間とのことですが、１日あたり約１０件の面談という認識でよろしいでしょうか。また、面談は事業所ごとという認識でよろしいでしょうか。その場合、１日あたり、何事業所ごとの対応になりますか。
	回答内容 　事業所ごとの面談ではありません。 　対象となる居宅介護支援専門員１５名から２件ずつケアプラン点検（３０件）を実施し、このうち１件について面談（１５件）を実施します。 　面談時間は１件あたり１時間程度を想定しており、１日あたり居宅介護支援専門員５名の５件を面談します。
番号 ４	資料名　仕様書 【４　計画準備】 　以下の資料（各２部）と記載がありますが、同じものを２部という認識でよろしいでしょうか。 　２回分のプランを出していただいて点検するということはないでしょうか。
	回答内容 　同一の資料２部を本市から受託者へ提供します。２回分のケアプランを提供し点検するということではありません。